

労働判例情報

企業を取り巻く賠償請求のリスク

製造業



建設業



飲食業



運輸業



その他業種



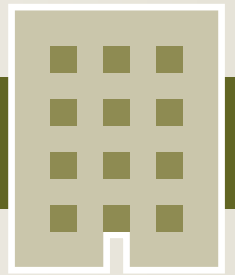
様々な業種で
起こりうる
賠償請求のリスク
御社の備えは
大丈夫ですか？



損保ジャパン日本興亜



その他業種



IT関連 ▶ 安全配慮義務違反による損害賠償

判決日	平成11年7月28日(東京高裁)
判決認容額	約3,237万円
死亡日・故Aの年齢	平成2年5月20日・33歳
事案の概要	コンピューターソフトウェア開発会社に勤務していた故Aが自宅で倒れ、すぐに病院に搬送されたが、脳出血で死亡したのは過重な業務に従事したことが原因であり、勤務会社の安全配慮義務違反による損害賠償責任が認められた事案です。
主な争点	❶ 業務と死亡の因果関係 ❷ 安全配慮義務違反の有無
結論	❶ 故Aは入社以来恒常的に過大な労働をしてきたが、プロジェクトリーダーに就任してからの1年間は時間的に過大な労働のみならず、リーダーとしてのユーザーや協力会社からの要求や苦情対応等板挟みの状態になり精神的にも業務が著しく過重であった。故Aは高血圧症であったが入社以降の長時間労働に基づくストレス等で血圧が上昇し、死亡直前の過重な業務等によりさらに増悪し、脳出血発症に至ったものであり、業務と脳出血発症との間には、相当因果関係があると認められる。 ❷ 高血圧をさらに増悪させ、脳出血等に至らせる可能性のある過重な業務に就かせないようにするとか、業務を軽減するなどの配慮をする義務を負うべきところ、定期健康診断の結果を知らせ、精密検査を受けるよう述べるのみで、業務を軽減する措置を採らなかったばかりか、恒常的過重業務に就かせたとして安全配慮義務違反を認めた。
本件のポイント	●故Aは高血圧で要治療であることを認識しており、勤務会社からも精密検査受診を指示されていたが、いずれも行っていないとして損害額から50%の過失相殺がなされた

引用 東京高判平11.7.28 判タ1006号96頁

病院 ▶ 研修医に対する安全配慮義務違反

判決日	平成16年7月15日(大阪高裁)
判決認容額	約8,435万円
事故日・故Aの年齢	平成10年8月15日・26歳
事案の概要	臨床研修医であった故Aが自宅で突然死したのは病院が安全配慮義務を怠ったとして損害賠償責任が認められた事案です。(なお、原判決は約1億3,532万円の賠償額となっています)
主な争点	❶ 病院における研修実態と死亡との因果関係 ❷ 安全配慮義務違反の有無 ❸ 過失相殺
結論	❶ 故Aの研修業務は著しく過重なものであったとはいえないものの、1ヶ月300時間を超える拘束時間の長さ等からみて、肉体的、精神的負担が大きかったことから、研修業務が突然死を招来したとの高度の蓋然性が認められる。 ❷ 研修医の研修は、自発的な研鑽行為としての側面があるものの、病院の指揮命令下のもとに医療業務に従事していることから、労働契約関係と同様の指揮命令関係があったことは明らかで、病院は研修医に対して、心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負っている。よって、研修時間や研修の内容密度が適切であるよう配慮するか、あるいは、研修医の健康管理に注意を払うべきとした。 ❸ 故Aは医師免許を取得しており、可能な限り自らの健康保持に努めるべき義務を負っているが、自覚症状があったにもかかわらず健康診断を受診するなどの措置を怠る等、故Aの過失割合を2割とした。
本件のポイント	●研修医に対しても労働契約関係と同様の指揮命令系統があったとした。

引用 大阪高判平16.7.15 労判879号22頁